

入札説明書

(改正児童福祉法施行に向けた社会的養護経験者等に対する自立支援の実態把握等に関する調査研究業務一式)

こども家庭庁支援局家庭福祉課

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

こども家庭庁支援局長 吉住 啓作

2 調達内容

(1) 調達件名及び数量

改正児童福祉法施行に向けた社会的養護経験者等に対する自立支援の実態把握等に関する調査研究業務一式

(2) 調達案件の仕様等

「改正児童福祉法施行に向けた社会的養護経験者等に対する自立支援の実態把握等に関する調査研究業務一式 調達仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

(4) 納入場所

こども家庭庁支援局家庭福祉課

(5) 入札方法

入札金額は総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額の1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載し入札すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金

免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 内閣府から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 令和04・05・06年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において、内閣府大臣官房会計課長から「役務の提供等」でA、B又はC等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (7) その他予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。
- (8) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員制度、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、該当する制度の保険料の滞納がないこと。
- (9) この入札の入札書提出期限の直近1年間において、内閣府が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (10) 暴力団排除に係る誓約書を提出すること。

4 入札書及び提案書の提出期限及び場所等

(1) 提出期限

令和5年8月31日（木）17時

本入札に参加を希望する者は、提案書類を電子調達システム（政府電子調達（以下、「G E P S」と言う））の電子入札機能により提出すること。

上記の方法によりがたい場合は、（3）に示す場所まで郵送等により提出することができる（提出期限までに必着）。郵送等による提出の際、提案書類は封筒に入れ封し、かつその封皮に入札件名及び「提案書類在中」と記載すること。

G E P S の電子入札機能により資料等を提出する場合は、当該システムで定める証明書等の提出手続きにより、上記期限までに提出すること。

また、提案書類の提出についてカタログ等を添付する場合など当該システムで提出できない場合はカタログ等を含め郵送等により提出することができる。その場合は、システムの仕組み上、入札書をG E P S にて提出するために、提案書類を郵送等にて提出したことを記した書類等を電子ファイルにしてG E P S の電子入札機能により提出しておくこと。

なお、通信状況により、提出期限までに当該システムに提案書類が到着しない場合があるので、余裕をもって提出すること。

(2) 提出方法

① 入札参加者は、入札公告及びこの入札説明書並びに契約条項を熟読のうえ、入札しなければならない。この場合において入札説明書等について疑義があるときは関係職員の説明を求めることができる。

また、G E P S の電子入札機能による入札参加者は、当該システム操作マニュアルを熟読のうえ、入札すること。

ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- ② 入札参加者は、G E P Sの電子入札機能により入札すること。上記によりがたい場合は別紙1を参照の上作成し、直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出しなければならない。
- ③ 入札書を直接提出する場合は、封筒に入れ封し、かつ、その封皮に入札件名及び入札日時を記載しなければならない。
- ④ 書留郵便をもって入札書を提出する場合は、二重封筒とし表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、支出負担行為担当官あてに親展により入札書の提出期限までに提出しなければならない。

(3) 入札書及び提案書類の提出先

〒100-6090 東京都千代田区霞が関3-2-5
こども家庭庁支援局家庭福祉課 社会的養育支援係

(4) 資料登録

提案書類のうち、技術等提案書及び評価基準票については、入札の方法に関わらずメールで下記のメールアドレス宛てに電子媒体を送付すること。

【送付先のメールアドレス】

kateifukushi.youikushien@cfa.go.jp

(5) 本入札に関する問い合わせ期間等

① 受付期間及び方法

令和5年8月23日（水）10時～8月29日（火）17時までの間、原則としてメール（様式自由）にて受け付ける。

② 回答

質問に対する回答は令和5年8月30日（水）18時までに、質問者に対し、メールで回答する。重要な質疑に対する回答は、入札説明書を受領し、連絡先を登録した全ての者に対してメールを送付する。

(6) 入札説明会の日時及び場所

令和5年8月25日（金）11:00～11:30

入札説明会はオンラインにて開催する。参加希望者は令和5年8月24日（木）17:00までに以下のメールアドレスに参加を希望するメールを送付すること。メールを送付する際には、件名に「説明会参加申込（改正児童福祉法施行に向けた社会的養護経験者等に対する自立支援の実態把握等に関する調査研究）」とすること。また、担当者あて電話にてメール送付の確認をする必要がある。なお、説明会の詳細は参加申込者に個別に連絡する。

メールアドレス：kateifukushi.youikushien@cfa.go.jp

(7) 入札に関する留意事項

① 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。

また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

② 入札の無効

本入札説明書に示した入札参加に必要な資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札の条件に違反した者の提出した入札書は受理せず無効とする。また、入札に参加した者が、虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなつたときは、当該者の入札を無効とする。

③ 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めことがある。

④ 代理人による入札

代理人が直接又は郵送により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札書提出時に別紙2の様式にて作成した委任状を提出しなければならない。

なお、入札の方法にかかわらず入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について、他の入札者の代理人を兼ねることができない。

5 開札

- (1) 開札は、原則としてG E P Sにて行う。
- (2) G E P Sの電子入札機能による入札参加者の立会いは不要であるが、開札時刻には当該システムを利用している端末の前で待機すること。
- (3) 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格を下回る価格がないときは、直ちにG E P Sの電子入札機能における再入札通知書により再入札の時刻（目安として15分程度後）を示し、再入札を行うものとする。その時刻までに、当該システムによる入札参加者の入札書が届かない場合は、辞退の入札をしたことと見なすので注意すること。

G E P Sによらない入札の場合の再入札の実施方法については、別途指示する。

6 その他

- (1) 契約手続に使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 落札者の決定方法
落札者の決定方法は総合評価落札方式とする。

- ① 本入札説明書に従い入札書を提出した入札者であって、競争参加資格及び本入札説明書の要求要件を全て満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、当該入札者の価格及び性能、機能、技術等をもって申し込みをした内容が総合評価によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によつては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、総合評価によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。
- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、開札日に当該入札者にくじを引かせ決定するものとする。また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。詳細は、当庁担当者から連絡するものとする。

(3) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、さらに支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ契約は確定しないものとする。

(4) 支払条件

業務の履行が行われた後、適法な支払請求書を受理した日から、30日以内に契約金額を支払う。

7 提出書類

- (1) 入札書 1部
- (2) 委任状（必要な場合） 1部
- (3) 応札資料作成要領で定める提案書

8 その他留意事項

- (1) 7に定める提出書類（以下「提出書類」という。）の用紙サイズは、A4を原則とする。
- (2) 受託者は、業務の全部又は業務の総合的な企画、判断若しくは業務遂行管理に関する部分について、第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。ま

- た、作業の一部を第三者に再委託する場合は、あらかじめ承認を受けること。
- (3) 受託者は、業務において知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。
- (5) 提出書類の作成、提出等に関する費用は、入札者の負担とする。
- (6) 提出書類に係る文書の作成に用いる言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該者の入札を無効とするとともに、指名停止の措置を行うことがある。
- (8) 提出書類の取り扱い
- ① 提出書類を発注者の許可なく公表又は使用しない。
 - ② 提出書類は返却しない。
 - ③ 提出書類は、発注者の選定作業以外に提案者に無断で使用しないものとする。
- (9) 提出書類の提出後においては、原則として、記載された内容の変更を認めない。

9 様式

<様式>

- (別紙1) 入札書
- (別紙2) 委任状

10 問い合わせ先

- (1) 入札説明書及び契約並びに仕様書に関する事項
こども家庭庁支援局家庭福祉課社会的養育支援係
電話番号：03-6859-0174
- (2) 電子調達システム（政府電子調達（G E P S））に関する事項
電子調達システムヘルプデスク
電話番号 0570-000-683（ナビダイヤル）
03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）
受付時間 9：00～17：30（平日）
URL https://www.geps.go.jp/contact_us

入札書

¥

件名：改正児童福祉法施行に向けた社会的養護経験者等に対する自立支援の実態把握等に関する調査研究業務一式

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾の上、
入札します。

令和　　年　　月　　日

住　所

商　号

代表者

代理人

支出負担行為担当官
こども家庭庁支援局長 殿

委任状

(住所) _____

私は、(氏名) _____を代理人と定め、下記事項の入札及び見積もりに関する一切の権限を委任します。

記

(委任事項) 改正児童福祉法施行に向けた社会的養護経験者等に対する自立支援の実態把握等に関する調査研究業務一式

令和 年 月 日

住 所

商 号

代表者

支出負担行為担当官
こども家庭庁支援局長 殿